

令和 2 年 度

第 1 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 2 年 4 月 2 7 日 (月)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和2年度 第1回第二農地部会定例会議事録

日時 令和2年4月27日(月) 午後2時00分

会場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員…10人

1番 大瀧 勇	2番 滝沢 記一	3番 村松 勝藏
	5番 笹川 慶一郎	6番 金井 薫
7番 西條 弘子	8番 岸田 健	9番 秦 正敏
10番 望月 博	11番 金澤 稔	

2 欠席委員…1人

4番、佐藤 正雪

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班長	南雲 勇一		
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸		
大島区駐在室	主事	中村 駿		
牧区駐在室	副主任	井田 義之		
柿崎区駐在室	室長	保倉 政博	副主任	佐野 謙一
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	小林 貴広		
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太		
三和区駐在室	主任	上田 良広		
農業委員会事務局	局長	坂井 晃	次長	松縄 浩一
	農政係長	羽深 元子	主任	橋立 理

4 番外

・農地利用最適化推進委員…全員(24人)欠席

(安塚区)	秋山 文雄	津幡 徹重	山口 利一
(浦川原区)	大滝 正秋	西山 学	
(大島区)	山岸 健二	高橋 三登一	岩野 文義
(牧区)	長瀬 一成	上原 正彦	米川 尚登
(柿崎区)	上野 登	宮川 武彦	長井 恒夫
	小池 孝志		
(大潟区)	細谷 正夫		
(頸城区)	山本 誠信	関川 貞行	大澤 純男
(吉川区)	上野 栄一	天明 伸浩	
(三和区)	前山 明	澤田 清一	福原 弥

・農業委員…会長 荒川 俊治

・その他…傍聴人 2人

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

8番 岸田 健 9番 秦 正敏

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

③ 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④ 牧区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和2年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。会議に入る前に議案の差替えをお願いします。牧区の議案書の差替えをお願いいたします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【2. 部会長あいさつ】 開会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。 (大瀧部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>それでは、これよりは農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>本月は4番佐藤委員が欠席ですが、ほか委員の皆様からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 8番岸田委員、9番秦委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 6番金井委員の発声をお願いします。 (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>

議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 2101 番から番号 2104 番までの 4 件を上程いたします。</p> <p>当該議案について関係者から関係する資料として申立書の配布及び説明の場を求められましたが、私と秦農業委員と内容を確認した結果、関係資料の内容の審査については事務局で行うこと、その審査結果を踏まえて申請内容の許可の可否を事務局として農地部会で説明することを指示するとともに、資料の配布は行わないこととしました。</p> <p>また、説明の場ではありますが、公平性の観点から農地部会として発言は求めないことといたしました。</p> <p>では、事務局の説明を求めます。</p>
安塚区駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひします。議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 2101 番から番号 2104 番までの 4 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。この 4 件は、大字大原地内に残土置場として一時転用するものです。2 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、株式会社 武江組を代表とした 5 社で構成する「安塚残土処理場運営体」であります。</p> <p>転用内容は、公共工事で発生する残土を一時的に申請農地に置くものであります。</p> <p>転用期間は、許可日から農地としての原状回復も含めて 3 年間であり、期間終了後は農地として土地所有者に返還するものであります。</p> <p>原状回復に当たっては、地元町内会からの要望どおり、市道への乗り入れが可能となるよう土盛りを行い、立木や雑草を除去するとともに畔で分断されている複数の狭隘な農地 6 筆を 2 筆に集積し、暗渠排水工事を施工するなどの圃場整備を行った後に所有者へ返還するものであります。</p> <p>なお、圃場整備に係る費用については、安塚残土処理場運営体が負担することとなっております。</p> <p>転用に当たっては、申請農地の土地所有者、耕作者から同意を得ているとともに自治会長、農家組合長からも同意を得ております。</p> <p>周辺農業者の同意については、2 名の方を除き、同意を得ております。周辺</p>

農業者の同意は、法律で必要とされておりませんが、隣近所でのトラブル防止のために提出を求めているものであります。

なお、先ほど部会長から発言があった申立書に同意しない理由として、申請農地の選定理由、周辺農地への被害の懸念などが示されており、その点も踏まえ審査結果を説明させていただきます。

まず、「申請農地の選定理由」であります。現在、利用している安塚区坊金地区の残土置場が計画の規定量に達する見込みであり、新たに残土置場を確保する必要があり、候補地を探すため、地元町内会と協議を行った結果、国道からのアクセスが良いこと、大原町内の住宅地を通過しないことなどを考慮して決定したものであります。

また、現在の申請農地は、市道から農道をう回しなければ乗り入れできないこと、立木や雑草が繁茂しており日照条件が悪いこと、農地が狭隘で耕作不便であることなど生産性や利便性が悪く、地元自治会としても圃場整備を要望しており、暗渠排水も含めて「安塚残土処理場運営体」が経費を負担することで合意したものであります。

位置選定の経過については、地元自治会長からのヒアリングも踏まえ、妥当だと判断いたしました。

次に、「申請農地における各種規制」であります。「地滑り防止区域」に該当しないことは「新潟県上越地域振興局」に確認しております。

「土砂災害警戒区域」及び「地すべり危険箇所」については、「新潟県土木部砂防課」に確認したところ、一部、エリアには含まれるが工事を規制するものではない旨の回答を得ております。

農振農用地及び土地改良の担当部局からは申請農地における「一時転用」について、支障ない旨の回答を得ておりますし、一時転用の期間終了後は農地として原状回復することから区画形質を変更しないため、「開発行為」には該当いたしません。

各種規制については、以上のことから支障ないものと判断いたしました。

次に、「隣接農地への影響」であります。まず、土盛りを行うことによる土砂流入の懸念であります。土盛りについては「土地改良事業計画設計基準」に基づいて施工し、転圧を行うことから土砂流入の可能性は低いものであります。

また、土盛りを行うことによる隣接農地への日照であります。申請農地における緯度及び経度から算出した太陽の高度では、隣接農地に日影が生じる時期は11月以降であることから耕作期間への影響はないものであります。

万一、隣接施設及び周辺農地等に被害を与えた場合は、いっさいの責任を負

	<p>う旨の誓約書が「安塚残土処理場運営体」から提出されております。</p> <p>隣接農地への影響については、以上のことから支障ないものと判断いたしました。</p> <p>今後の農業委員会としての関りではありますが、許可日から3か月後、その後1年ごとに進捗状況を報告させるとともに毎年の農地パトロールにおいて、現地確認を行いたいと思います。</p> <p>万が一、現地確認の結果、申請者の申請内容等に違反が判明した場合は、原状回復を含む是正措置を命じることとなります。</p> <p>また、許可日については、来月15日に開催される県農業会議への報告後となります。</p> <p>法令に定められた資料がそろっていること、地元説明会を通じて土地所有者、耕作者、自治会長、農家組合長から同意を得ていることから、許可相当と判断します。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
村松委員	<p>安塚区の秦委員が現地をご覧いただいて感じた感想を聞かせてください。</p>
秦委員	<p>現地を確認させていただきました。事務局が申した通りなのですが、道路わきに立木がありまして、その下のほうに田んぼがある状態。その立木の杉の木の枝も下に落ちるといことなのですがその立木を切ってもらおうと、非常に風通しもよくなって日当たりもよくなるという風に感じました。市道と圃場が埋め立て後にはほぼ平らになるというので侵入する機械を入れるにも楽になるのかなと思います。反対側の農道側の法面も図面を見させていただきましたが、ずいぶんと緩やかな設計となっておりますので、日照も問題ないのではと思います。排水も川へ出るようにヒューム管が伏せてあり、しっかりしていると思います。以上のことから近隣の農地に悪影響を及ぼすことはないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>そのほかに意見のある方はお願いします。</p> <p>今後、農業委員会は農地パトロールをやっていただきたいと思います。</p> <p>本件について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>安塚区 駐在室</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。3頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年を超え6年以内が7件、6年を超え10年以内が20件、計27件、借り手人数5名、貸し手人数27名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田102筆60,975.91㎡、畑17筆7,244.00㎡、再設定が6件、新規設定が21件です。</p> <p>次に2の利用権移転は1件で、借手1名、貸手1名、利用権を移転する土地は、田1筆437.00㎡です。詳細については、4頁の2146番から8頁2173番までの28件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定21件と利用権移転の1件についてご説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。4頁の番号2146番は譲渡人が自作していましたが労力不足のため地域の法人に依頼するものです。</p> <p>次に5頁をご覧ください。5頁2153番、2155番から7頁2172番までは、借受人は同一で平成28年に農業参入した法人で農地保有適格法人ではないので、解除条件付きの賃貸借契約になっています。貸人の状況としては、2153番、2155番、2157番、2159番、6頁2164番、2166番、7頁2168番、2169番は高齢化で労力不足のためです。次に5頁2154番、2156番、2158番、6頁2160番、2161番、2162番、2163番、2165番、7頁2167番、2170番、2171番、2172番は、労力不足のためになります。</p> <p>次に利用権移転ですが、8頁をご覧ください。2173番1件になります。</p> <p>旧借手が労力不足のため契約の途中ですが、地域の担い手に耕作を移転するものです。</p> <p>なお、これら28件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>9頁をご覧ください。番号2117番1件です。2117番は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借ですが、借受者が高齢で労力不足のため解約し、他者へ貸付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>＜浦川原区駐在室の議案＞</u></p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書</p>

	<p>の1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定、6年超え～10年以内が2件、10年超が2件で、合計4件です。借り手人数は2名、貸し手の人数は4名です。利用権を設定する土地は、田8筆2,457㎡、畑3筆2,484㎡で、全て新規となります。詳細については2頁2537番から3頁2540番までの4件を掲載いたしました。</p> <p>それでは案件について説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>番号2537番と2538番は、貸人が高齢化で労力不足のため新規就農者に貸し付けるものです。</p> <p>3頁をご覧ください。番号2539番と2540番は、今まで相対で契約していましたが、利用権設定の終期満了を機に、農地中間管理機構を通して新たな担い手に貸し付けられるものです。</p> <p>なお、これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。1権利の設定について、期間10年超えが3件です。また、2権利の移転はありません。</p> <p>それでは案件について説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>番号2512番から2514番は、先月の農地部会に上程いたしました農用地利用</p>

<p>議 長</p>	<p>集積計画のうち、4月10日の公告日をもって農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」2件をご報告いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>契約内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約であり、農地利用集積円滑化団体を通したものです。</p> <p>番号2557番と2558番は、農地利用集積円滑化事業により浦川原農業振興公社を介して賃貸借がされていましたが、所有者の要望により契約を解約するものです。返還後の利用計画につきましては、公共事業に伴う廃土処理に係る農地転用が予定されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>

	(傍聴人退席)
議 長	<p>≪大島区駐在室の議案≫</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いします。</p> <p>1頁の議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定5件を説明いたします。</p> <p>1の利用権設定です。利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が5件です。借り手5名、貸し手5名で利用権を設定する土地は、田11筆16,857㎡で、再設定1件、新規4件です。</p> <p>2頁をご覧ください。新規の利用権設定についてご説明いたします。番号2936番、2937番、2938番は、借り手の要望により、貸し付けるものです。番号2939番は、貸し手による営農が困難であるため、地域の農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>なお、番号2936番と2939番に関連する農地法第18条第6項の規定による合意解約については、この後、説明いたします。</p> <p>これら利用権設定5件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大島区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>3 頁をご覧ください。権利の移転が 4 件です。借り手 2 名、貸し手 1 名で権利を移転する土地は、田 42 筆 26,521 m²です。</p> <p>4 頁をご覧ください。番号 2901 番から 2904 番までの 4 件共に旧借り手が過剰な経営規模の拡大を行った結果、労力不足に陥ってしまったため、地域の農業者へ耕作権を移転するものです。</p> <p>以上が農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。5 頁をご覧ください。番号 2906 番、2907 番の 2 件になります。</p> <p>契約内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。これら 2 件とも合意解約の事由は「借り人の要望」であり、返還後の利用計画は「他者への貸付」です。新たな貸付者については備考欄に記載のとおり、2 頁の議案第 1 号の番号 2939 番、2936 番に関連しています。2907 番について補足説明</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>をさせていただきます。本来、借り手は横尾喜朗さんという農業者でしたが、この度お亡くなりになりましたので、同居人のスイ・ミカさんから報告があったものです。報告は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>《<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>》</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。1頁の番号3302番の1件です。</p> <p>この案件は、国道405号線拡幅改良工事に伴う、用地測量により譲渡人の農地の一部が譲受人の敷地となっていた事から譲受の申請をするものです。土地所有者が亡くなり相続人もいないことから、現在、相続財産管理人の管理となっており、財産管理人との契約となります。</p> <p>譲受人において、経営面積が下限面積をみたしており、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成委員は挙手)</p>

議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>利用権設定、期間 3 年以内は 2 件、期間 3 年超、6 年以内は 17 件、6 年超、10 年以内が 16 件で合計 35 件、借り手 12 名で、貸し手が 34 名です。利用権を設定する土地は田 109 筆 79,172 m²、畑 7 筆 2,010 m²で、再設定 16 件、新規 19 件です。</p> <p>次に 2 利用権移転、件数 2 件、借り手 1 名、貸し手 1 名、利用権を移転する土地は田 5 筆 1,798 m²、畑 1 筆 56 m²です。詳細は 3 頁 3377 番から 10 頁 3412 番までの 36 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規案件の説明をいたします。3 頁の 3378 番は、これまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により、地元の農家に貸付するものです。4 頁、3384 番は、これまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により、地元の認定農業者に貸付するものです。</p> <p>次に 3385 番、5 頁 3386 番は、旧借手が離農することになり報告第 1 号の農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約により解約し、近隣の認定農業者に貸付するものです。</p> <p>次に 6 頁 3393 番、7 頁 3396 番は、耕作の効率化を考慮して、別の農家が借り受けすることになったものです。</p> <p>7 頁 3399 番から 9 頁 3411 番まで 13 件について、これまで法人が借り受けていましたが、賃貸借期間満了を機に法人の構成員でもある借受人が、個人で畑として借受け、そばの作付けを行うものです。</p> <p>次に 10 頁の利用権移転、番号 3412 番ですが、これまで法人が借り受けていましたが、先ほどの法人の構成員でもある借受人が、個人で畑として借受け、そばの作付けを行うため利用権移転を行うものです。</p> <p>これら 36 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>
議 長	議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。 11頁をご覧ください。1の権利の設定です。5年以上10年以内が2件、借り手は2名で、権利を設定する土地は、地目が田で7筆2,176㎡で新規2件です。 2の権利の移転はなしです。 それでは12頁、番号3307番、3308番をご覧ください。人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
	<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>
議 長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

<p>牧 区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>13 頁の報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 3317 番から 3318 番の 2 件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>この 2 件はいずれも農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約で、返還後の利用計画は「他者へ貸付」です。備考欄の頁数と議案番号が、議案第 2 号の関連案件です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p>《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について</u>＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 3701 番 1 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。申請地は、柿崎区上下浜地内で国道 8 号に近接しており、実の兄である譲渡人から贈与により所有権移転して一般個人住宅を建設するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。</p> <p>申請者は、現在名立区で妻の実家で親と同居していましたが妻の両親共に亡くなったこと、住宅の老朽化で建て替えが必要になったことから、検討をした結果、申請地に一般個人住宅を建設することになりました。そこで、このほど転用申請をするものです。</p> <p>申請地は、柿崎都市計画区域内の第一種住居地域及び準工業地域内に位置し都市計画法上の用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地に該当しますので、許可は可能となります。土地利用計画は、一般個人住宅 1 棟で建築面積 95.46 ㎡、カーポート 30.25 ㎡で、建ぺい率は、26%となります。</p> <p>工期は、許可日から 7 月 25 日までです。転用にあたり、生活排水は合併浄化</p>

<p>議 長</p>	<p>槽により処理し、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画については妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り許可することに決定いたします。</p>
<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>	
<p>議 長</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が12件、3年を超え6年以内が11件、6年を超え10年以内が5件、10年超はなしで合計28件、借り手11名、貸し手28名で、利用権を設定する土地は、田が82筆128,491㎡、畑は7筆、6,100㎡です。再設定17件、新規11件です。2の利用権移転はなしで、3の所有権移転もなしです。</p> <p>詳細については、5頁の3881番から9頁3908番までの28件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。6頁番号3892番7頁3895番、3896番、3899番、8頁3900番、3901番、3902番の7件は、以前に農地法第18条第6項の規定による合意解約したものを地域の認定農業者に依頼する案件です。</p> <p>次に7頁3897番は、利用権設定の満期終了になり、耕作者の労力不足で更新せずに終了し、新たに同地区出身の担い手に依頼する案件です。</p> <p>次に7頁3898番は、農地法第3条使用貸借していましたが、耕作者死亡により解約になり、このほど地域の認定農業者に依頼する案件です。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に 8 頁 3903 番は、利用権設定の満期終了になり、耕作者の労力不足で更新せずに終了し、新たに地域の認定農業者に依頼する案件です。</p> <p>次に 9 頁 3908 番は、利用権設定の満期終了になり、耕作者の労力不足で更新せずに終了し、新たに地域の担い手に依頼する案件です。</p> <p>なお、これら 28 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p><u><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></u></p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。</p> <p>10 頁、1 権利の設定、5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年超が 2 件で合計 3 件です。</p> <p>権利を設定する土地は田 7 筆 17,390 m²、畑 4 筆 2,605 m²で、新規が 3 件になります。2 権利の移転ですが、なしです。詳細については、11 頁 3703 番から 12 頁 3705 番の 3 件になります。</p> <p>この 3 件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします
議 長	<u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u> 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。 13頁番号3707番から14頁3715番までの9件です。すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借によるものです。 まず、13頁3707番は、耕作者の労力不足で他者貸付予定です。 次に3708番から3713番までの6件は、農地集積のための解約で、他者貸付予定です。 次に14頁3714番3715番の2件は、中山間地で耕作不便のために解約するものです。解約後は、休耕となりますが、所有者には農地の管理を指導しております。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
議 長	特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。
議 長	<u><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></u> 次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	15頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号3749番、3750番の2件を説明いたします。 この案件は契約期間の見直しによるものです。小作料の変更はありません。

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p> <p>新型コロナウイルス対策で換気を行います。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。4602番の1件です。</p> <p>譲渡人は労力不足のため耕作が出来ないことから、集落内の知人である譲受人と売買の話合いが整い売買契約を締結するものです。</p> <p>この案件の譲受人の状況については、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 2 件、借り手 1 名、貸し手 2 名で、利用権を設定する土地は、田が 2 筆 1,993 m²でいずれも再設定です。2 の利用権移転はありません。3 の所有権移転は、1 件で買手 1 名、売手 1 名、所有権を移転する土地は、田 2 筆 2,631 m²です。詳細については、3 頁の 4724 番から 4 頁 4726 番までの 3 件を掲載いたしました。</p> <p>新規の利用権設定はありませんので、所有権移転について説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。高齢である譲渡人が以前より耕作している譲受人に無償譲渡で話がまとまり申請があったものです。</p> <p>これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p>	<p><u><報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>5 頁番号 4610 番から 4612 番までの 3 件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問等がないようですので、本件について承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p>	<p>≪<u>頸城区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定です。3年以内が3件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が6件、10年を超えるものが10件、計20件、借り手人数は10名、貸し手人数は20名です。利用権を設定する土地は、地目が田で77筆192,276.22㎡、そのうち再設定が9件、新規設定が11件です。</p> <p>次に3の所有権移転です。件数は1件、買い手人数・売り手人数ともに1名、所有権を移転する土地は、地目が田で1筆1,618㎡です。</p> <p>それでは利用権新規設定11件についてご説明いたします。</p> <p>議案書は4頁をご覧ください。番号5430番です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」1筆について、利用権設定期間満了から1年以上経過したため、新規で利用権設定するもので、実情は再設定でございます。</p> <p>つづいて5頁・番号5431番から6頁・番号5440番までの10件です。まず5頁・番号5432番、5433番、5435番、それからめくって6頁・番号5438番、5439番です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」について、「貸人の要望」により合意解約し、農地中間管理機構へ10a当15千円、期間10年8か月で貸し付けるものです。</p> <p>戻って6頁・番号5431番、5434番、5436番、5437番、6頁・番号5440番は、それぞれ地主の要望により農地中間管理機構へ10a当11千円あるいは15千円、期間は10年8か月で貸し付けるものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に所有権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は7頁をご覧ください。番号5441番の1件です。これまで貸し手・借り手との間で利用権設定していた「田」1筆について、借り手へ売却し所有権移転するものです。対価額につきましては、双方協議により設定したものであります。</p> <p>これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は8頁をご覧ください。番号5321番から5326番までの6件です。まず番号5321番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は、地主耕作です。</p> <p>次に番号5322番から番号5326番です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は貸人の要望、「返還後の利用計画」は他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は9頁・番号5332番から12頁・番号5357号までの26件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特にないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><<吉川区駐在室の議案>></p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p> <p>吉川区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。1頁をご覧ください。番号6207番の1件を説明いたします。</p> <p>譲受人の住居に隣接する申請地を、耕作の都合から譲受けたいと申し入れたところ、譲渡人においても労力不足で管理しきれないという事情もあり、無償での所有権移転の話がまとまったものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりで</p>

	<p>あり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をお開きください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が5件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が4件、10年超は4件の合計14件、借り手7名、貸し手14名で、利用権を設定する土地は、田が53筆72,209㎡、畑はなし。再設定5件、新規9件です。</p> <p>次に、2の利用権移転は1件で借り手1名、貸し手1名、利用権を移転する土地は、田1筆959㎡です。3の所有権移転は5件、買い手2名、売り手5名、所有権を移転する土地は田21筆19,866㎡、その他7筆3,508㎡です。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>3頁の番号6314番は、従前、地域の担い手として耕作していた農業者が高齢となり労力不足から更新されませんでした。本件は、その後を引き継ぐ形で、改めて地域の青年就農者との間に小作契約を結ぶものです。また、6315番は市外在住地権者の土地を、同じく地域の青年就農者が耕作することで話がまとまり申請されたものです。</p> <p>次に5頁番号6320番から6322番の3件と6頁6324番から6327番までの4件は、後段でご報告申し上げる賃貸借契約の解約との関連案件となります。従</p>

前、相対あるいは農地利用集積円滑化団体であるえちご上越農協を介して契約していましたが、これを農地中間管理機構を介した契約として新規契約するものです。

次に、利用権移転ですが、7 頁をご覧ください。当該農地は、従前集落の農業生産法人が耕作しておりましたが、耕作の都合から隣接地域の認定農業者に賃借権を移転するものです。

次に、所有権移転ですが、8 頁をご覧ください。

番号 6329 番から 6332 番は、地区で農業経営を展開する認定農業者である農地所有適格法人が、沢合の一角、約 3ha 弱の農地を集約所有したいとして 5 名の地権者との間で話がまとまり、農地等 22,056 m²を一括買い受けることとなったものです。中に田以外の地目「原野」「公衆用道路」合計 3,508 m²を含みますが、所有者は個人であり、田と一体活用されています。

地区は昭和 50 年代に国土調査が実施されており、その際の地目認定として、傾斜地の田では畦畔の一定幅を田とし、傾斜部分（いわゆる土羽）は原野として地目認定をしています。また、公衆用道路についても田への取付け道路であり個人での管理地となっております。

こうした事情から、田と原野・公道を切分けて扱うことは不自然で、かえって不具合があることから、一体活用の農地等として、ご審議をお願いするものです。

また、番号 6333 番につきましては、高齢である譲渡人が以前より田の賃貸借で馴染みのある譲受人に隣接農地を無償でもよいから譲り受けてもらえないかと持ち掛け、無償であるならと話がまとまったものと聞いております。

以上 20 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件について決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積

	<p>計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は9頁をご覧ください。1権利の設定は、期間10年超が1件で借り手1名、権利を設定する土地は田6筆9,678㎡、新規1件です。2権利の移転はなしです。</p> <p>10頁をご覧ください。番号6314番ですが、先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地6筆について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったもので、農地中間管理機構に借受けの申し出をしている農業者に配分するため、利用配分計画案を作成したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>11頁、番号6219番から12頁6228番までの10件です。</p>

	<p>11 頁の番号 6219 番は、耕作者の労力不足から基幹作業のみの受委託に切替えたいとのことから、賃貸借契約の解約届が提出されたものです。</p> <p>次に 6220 番から 12 頁 6227 番までの 8 件は、従前は相対または農地利用集積団滑化団体であるえちご上越農協を介しての賃貸借契約であったものを、今般、農地中間管理機構である新潟県農林公社を介した契約に切り替えるために、合意による解約がされたものです。関連案件は先の議案第 2 号でご審議いただいたとおり、引き続き同一の耕作者が耕作いたします。個々の関連案件の番号を備考に記載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>12 頁、番号 6228 番は、経営基盤強化法による賃貸借契約をしていましたが、耕作していた方が亡くなられたことから、相続人である申請者から解約の申し出が地権者にあつて、合意したものです。</p> <p>なお、当該農地については、現在、地元で耕作者を探していることから、来月以降、改めて地権者との間に賃貸借契約の申請をされると聞いております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、本件について承認いたします。</p>
	<p><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></p>
<p>議 長</p>	<p>次に報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」の 2 件をご説明いたします。議案書は 13 頁をご覧ください。番号 6203 番、6204 番の 2 件は同一の土地に関する案件です。農地利用集積団滑化団体であるえちご上越農協を介しての契約であることから 2 件扱いとなっています。</p> <p>今般、地権者からの申し出で、賃借料を無償にする変更の届出があつたもので、小作料以外の変更はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p>≪<u>三和区駐在室の議案</u>≫</p>
議 長	<p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>≪<u>議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について</u>≫</p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区	<p>三和区駐在室です。よろしく申し上げます。</p>
駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」8602番を説明いたします。本件は令和2年2月27日の第二農地部会定例会において、上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について提案し、農用地区域から除外相当の同意をいただいた案件でございます。申請地については、農振農用地からの除外手続きを行っており、令和2年5月中旬までに除外告示予定との回答を農振担当課から得ています。</p> <p>申請地は三和区神田2448番1他1筆、地目は畑で面積は434㎡になります。転用者は神田集落で両親と農業経営を営んでおります。当該地は転用者の所有する農作業所に隣接し、営農上の利便性、立地の良さから、農業経営の効率化が図られると考え、農家住宅を建築するものです。</p> <p>2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。</p> <p>農地区分は申請地の周辺には、圃場整備された10ヘクタール以上の一団の農地が広がっていることから、農地区分は良好な営農条件を備えている第1種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画は農家住宅1棟、建築面積78.03㎡、カーポート22.12㎡、建蔽率は23.08%となります。カーポート付近は、土間コンクリートの施工を計画しています。工期は許可日から令和2年9月末日までです。</p> <p>転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものとして判断いたしました。資金計画については、転用事業者本人の貯金通帳の写し等から、資金力があることを確認しております。</p> <p>当該案件については、さきほど説明をさせていただいたように、2月の第二</p>

<p>議 長</p>	<p>農地部会定例会において諮り、異存ない旨の意見をいただいております、農振担当課からは除外見込みとの回答を得ていること等を考慮し、許可日については、農振除外告示日とすることが妥当と判断いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案の通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
<p colspan="2" style="text-align: center;"><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>	
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>4 頁の「議案第 2 号上越市農用地利用集積計画の決定について」8678 番から 8692 番までの 15 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年超 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 12 件で、借り手 8 名、貸し手 15 名です。利用権を設定する土地は、田 38 筆 78,504 m²、畑 1 筆 927 m²で、再設定が 6 件、新規 9 件です。</p> <p>新規設定について説明いたします。7 頁 8681 番から 8683 番の 3 件は、これまで別の借り手が耕作しておりましたが、借り手の耕作している圃場と離れており、耕作に不便なため、近くで耕作している地域の担い手に相談したところ、借り受けることで話がまとまったため新たに賃貸借契約を行うものです。関連案件について、「報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で報告案件として上程いたします。8684 番から 8 頁 8688 番の 5 件は、相手方からの要望や地域の担い手への集約を理由として、新たに賃貸借契約を結ぶものです。8 頁 8689 番は更新手続きが遅れたため、今回新たに申請となったものです。</p> <p>次に所有権移転について説明いたします。これまで利用権設定で受け人が耕作していたものを売買するものです。詳細は 9 頁に記載のとおりです。これら</p>

<p>議 長</p>	<p>16 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>次に議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」10 頁から 12 頁をご覧ください。</p> <p>権利の設定について、8603 番から 8605 番までの 3 件を説明いたします。権利の設定の内訳は、期間は 5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年を超えるものが 2 件で、借手 3 名、権利を設定する土地は田 8 筆 25,623 ㎡で新規設定が 3 件です。3 件とも人・農地プランに搭載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。11 頁 8603 番の終期が令和 9 年 6 月 8 日となっておりますが、他の契約と終期を合わせるためです。</p> <p>12 頁 8604 番、8605 番の賃借料の部分については、賃料を支払っているものと、使用貸借のものがあるため二段に表記しています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p>
議 長	<p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>13頁の報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、8606番から8608番までの3件を説明いたします。契約内容は農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、3件とも耕作不便で、返還後の利用計画は3件とも他者へ貸付ですが、うち一部他者へ貸付予定が2件です。また、備考欄に関連案件を付しています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
	<p><u>＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p>
議 長	<p>次に報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>14頁の報告第2号「農用地利用集積計画変更について」8601番から8631番までの31件を説明いたします。いずれも小作料の額を減額するもので、小作料以外の変更はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての議案の審議を終わります。
議 長	本日の令和2年度第1回第二農地部会定例会を終了いたします。 (午後3時45分)